

# 5 相続税

## 統計表を見る方のために

### 1 利用上の注意

この章は、平成13年中に相続又は遺贈により財産を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。)について、平成14年10月31日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

なお、一部について、平成12年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者についての申告又は処理による課税事績について調査している。

### 2 用語の説明

この章における用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 加算贈与財産価額…… 相続人に相続開始前3年以内に被相続人から贈与された財産がある場合、相続税の課税価格に加算されるその贈与された財産の価額をいう。
- (2) 2割加算額……… 相続人の中に被相続人の一親等の血族及び配偶者以外の者がいる場合、その相続人の相続税額に加算されるその相続税額の20%に相当する金額をいう。
- (3) 納税猶予……… 相続人が農地等を相続して継続して農業を営む場合には、相続税額から農業投資価格に基づき計算された相続税額を差引いた残額が、20年間納付を猶予される。

### 3 相続税の税率等(平成13年分)

法定相続分に応ずる取得金額	800万円以下	1,600万円以下	3,000万円以下	5,000万円以下	1億円以下	2億円以下	4億円以下	20億円以下	20億円超
率	% 10	% 15	% 20	% 25	% 30	% 40	% 50	% 60	% 70
控除額	万円	万円 40	万円 120	万円 270	万円 520	万円 1,520	万円 3,520	万円 7,520	万円 27,520

(使用方法) 法定相続分に応ずる取得金額 × 率 - 控除額 = 相続税の総額の基となる税額

### 4 相続税の主な諸控除

- (1) 税額控除……… 相続税額から控除される金額で次の種類がある。
  - イ 贈与税額控除……… 加算贈与財産価額がある場合、その贈与を受けた財産に対し課税された贈与税の金額が相続税額から控除される。
  - ロ 配偶者の税額軽減……… 配偶者の租税負担を軽減するためのもので、課税価格の合計額の配偶者の法定相続分相当額(その金額より1億6,000万円の方が大きい場合は1億6,000万円)と配偶者の課税価格(実際取得額)とのうち、いずれか少ない金額に対応する税額が、配偶者の相続税額から控除される。  
ただし、この軽減の対象となる財産には、相続税の納税義務者により仮装または隠ぺいされていた財産は含まれない。
  - ハ 未成年者控除……… 未成年者の租税負担を軽減するためのもので、相続人が満20歳未満の法定相続人である場合に、その相続人が満20歳になるまでの年数1年につき6万円の割で計算した金額が、相続税額から控除される。
  - ニ 障害者控除……… 障害者の租税負担を軽減するためのもので、相続人が障害者かつ法定相続人である場合に、その障害者が70歳になるまでの年数1年につき6万円(特別障害者の場合には12万円)の割で計算した金額が、相続税額から控除される。
  - ホ 相次相続控除……… 被相続人が、今回の相続開始前10年以内に開始した相続により相続税を納付している場合に、前回算出された相続税額に一定の割合を乗じて算出された金額が、相続税額から控除される。
- (2) 遺産に係る基礎控除……… 5,000万円と1,000万円に法定相続人数を乗じて算出した金額との合計額が控除される。

## 5 - 1 課税状況

## (1) 課税状況

区 分	相続人の数	金 額
	人	千円
取得財産価額	4,139	354,727,094
債務控除額	2,088	27,286,186
加算贈与財産価額	346	1,085,327
課税価格	<b>実 4,149</b>	<b>328,524,316</b>
相続税額	算出税額	4,039 57,240,448
	2割加算額	142 154,698
	<b>計 実 4,039</b>	<b>57,395,146</b>
税額控除	贈与税	149 64,609
	配偶者	809 13,737,626
	未成年者	72 19,979
	障害者	72 73,601
	相次相続	105 322,287
	外国税額	- -
<b>計 実 1,158</b>	<b>14,218,102</b>	
差引税額	実 3,523	43,177,038
納税猶予額	324	9,852,596
納付税額	<b>実 3,430</b>	<b>33,324,441</b>
災害減免法による免除税額	-	-
遺産に係る基礎控除額	1,506	125,060,000

調査対象等：平成13年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成14年10月31日までの間の申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は被相続人の数である。  
2 「相続人の数」欄の「実」は実人員を示す。

## (2) 課税状況の累年比較

区 分	課税価格		相続税額	税額控除額	納付税額		被相続人数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	
	人	千円	千円	千円	人	千円	人
平成9年分	4,247	309,036,577	46,740,055	11,956,069	3,551	26,620,029	1,473
10	4,809	335,374,050	52,000,098	15,501,863	4,058	25,659,103	1,564
11	4,493	329,056,968	49,905,378	14,936,100	3,600	26,550,168	1,590
12	4,892	372,649,644	65,690,414	22,675,207	3,942	34,533,800	1,695
13	4,149	328,524,316	57,395,146	14,218,102	3,430	33,324,441	1,506

(注) この表は、「(1)課税状況」を累年比較したものである。

## 5 相続税

## (3) 申告及び処理の状況

区 分	課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数 人	
	相続人の数 人	金 額 千円	相続人の数 人	金 額 千円		
本 年 分	申 告 額	4,151	328,483,062	3,434	33,337,236	1,506
	修正申告による増差額	46	430,718	76	61,180	36
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	18	389,464	29	74,074	16
	決 定 額	-	-	-	-	-
	<b>計</b>	<b>実 4,149</b>	<b>328,524,316</b>	<b>実 3,430</b>	<b>33,324,441</b>	<b>実 1,506</b>
過 年 分	申 告 額	130	6,049,236	106	296,133	52
	修正申告による増差額	715	8,972,062	950	1,861,025	369
	更正による増差額	8	236,671	10	49,808	6
	更正等による減差額	115	1,522,427	138	512,615	65
	決 定 額	2	71,220	2	1,122	1
	<b>計</b>	<b>実 127</b>	<b>13,806,762</b>	<b>実 187</b>	<b>1,695,472</b>	<b>実 52</b>
合 計	申 告 額	4,281	334,532,298	3,540	33,633,469	1,558
	修正申告による増差額	761	9,402,780	1,026	1,922,205	405
	更正による増差額	8	236,671	10	40,808	6
	更正等による減差額	133	1,911,891	167	586,689	81
	決 定 額	2	71,220	2	1,122	1
	<b>計</b>	<b>実 4,276</b>	<b>342,331,078</b>	<b>実 3,617</b>	<b>35,019,914</b>	<b>実 1,558</b>

調査対象等：「本年分」は、平成13年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成14年10月31日までの申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、平成12年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成13年11月1日から平成14年6月30日までの間の申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を、平成11年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成13年7月1日から平成14年6月30日までの間の申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

## (4) 加算税の状況

区 分	過 少 申 告 加 算 税		無 申 告 加 算 税		重 加 算 税	
	相続人の数 人	金 額 千円	相続人の数 人	金 額 千円	相続人の数 人	金 額 千円
本 年 分	11	631	28	4,606	-	-
過 年 分	662	161,820	74	17,317	76	100,627
合 計	<b>673</b>	<b>162,451</b>	<b>102</b>	<b>21,923</b>	<b>76</b>	<b>100,627</b>

調査対象等：「(3)申告及び処理の状況」と同じである。

## (5) 税務署別課税状況

区 分	課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額		
	人	千円	人	千円	人	
徳 島 県	徳 島	501	54,022,069	405	5,292,469	191
	鳴 門	225	31,539,465	176	9,045,255	88
	阿 南	94	6,478,364	75	311,760	36
	川 島	35	4,206,840	28	524,809	15
	脇 町	22	1,403,977	17	65,661	8
	池 田	26	1,876,319	20	82,654	11
	<b>計</b>	<b>903</b>	<b>99,527,034</b>	<b>721</b>	<b>15,322,608</b>	<b>349</b>
香 川 県	高 松	662	49,776,766	555	3,733,886	231
	丸 亀	172	10,402,835	140	552,370	64
	坂 出	167	10,005,238	129	468,181	64
	観 音 寺	71	3,961,273	63	145,814	32
	長 尾	66	4,917,368	55	315,713	25
	土 庄	39	2,790,659	34	252,783	13
	<b>計</b>	<b>1,177</b>	<b>81,854,139</b>	<b>976</b>	<b>5,468,747</b>	<b>429</b>
愛 媛 県	松 山	771	55,864,251	646	4,227,880	271
	今 治	163	12,116,663	126	1,271,309	59
	宇 和 島	46	2,744,919	37	216,721	15
	八 幡 浜	49	3,211,922	43	277,273	16
	新 居 浜	145	8,500,606	121	453,702	48
	伊 予 西 条	123	7,704,090	103	481,408	43
	大 洲	31	2,048,374	28	268,100	12
伊 予 三 島	84	5,117,945	64	209,379	29	
	<b>計</b>	<b>1,412</b>	<b>97,308,770</b>	<b>1,168</b>	<b>7,405,772</b>	<b>493</b>
高 知 県	高 知	376	33,734,324	329	3,899,350	138
	安 芸	37	1,524,821	28	40,366	12
	南 国	119	6,823,782	98	416,495	44
	須 崎	36	2,496,015	33	220,283	13
	中 村	37	2,386,452	33	265,758	10
	伊 野	52	2,868,979	44	285,062	18
	<b>計</b>	<b>657</b>	<b>49,834,373</b>	<b>565</b>	<b>5,127,314</b>	<b>235</b>
<b>全 管 計</b>	<b>4,149</b>	<b>328,524,316</b>	<b>3,430</b>	<b>33,324,441</b>	<b>1,506</b>	

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

## 5 - 2 相続財産価格階級別

## (1) 人員、課税価格、税額

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	左のうち加算 贈与財産価額	納付税額	法定相続人の数
	人	千円	千円	千円	人
1億円以下	295	25,275,672	63,082	337,965	724
1億円超	739	104,910,907	479,479	3,875,980	2,492
2億円 "	230	54,595,070	149,930	4,060,519	824
3億円 "	143	53,860,954	141,037	5,192,236	538
5億円 "	49	29,008,404	102,656	4,127,138	190
7億円 "	29	22,635,662	93,154	3,840,169	126
10億円 "	18	21,608,198	26,121	3,694,803	69
20億円 "	3	16,588,195	27,057	8,208,526	13
<b>合計</b>	<b>1,506</b>	<b>328,483,062</b>	<b>1,082,516</b>	<b>33,337,336</b>	<b>4,976</b>

調査対象等：平成13年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成14年10月31日までに提出された「申告書(修正申告書を除く。)」に基づいて作成した。

## (2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格階級	法定相続人員別被相続人数												
	0人の もの	1人の もの	2人の もの	3人の もの	4人の もの	5人の もの	6人の もの	7人の もの	8人の もの	9人の もの	10人の もの	10人超 のもの	
1億円以下	1	51	96	107	40	-	-	-	-	-	-	-	
1億円超	2	31	135	278	174	69	38	9	2	1	-	-	
2億円 "	1	7	35	80	62	28	10	4	1	1	-	1	
3億円 "	-	3	15	50	44	20	6	1	2	-	2	-	
5億円 "	-	-	10	14	10	5	8	1	1	-	-	-	
7億円 "	-	2	1	6	11	4	3	1	-	-	-	1	
10億円 "	-	-	2	8	3	2	2	1	-	-	-	-	
20億円 "	-	-	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	
<b>合計</b>	<b>4</b>	<b>94</b>	<b>294</b>	<b>544</b>	<b>345</b>	<b>128</b>	<b>68</b>	<b>17</b>	<b>6</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	

(注) この表は、「(1)人員、課税価格、税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

## 5 - 3 相続財産種類別

被相続人数、財産価額

財産等の種類		被相続人の数	取得財産価額
		人	千円
土地	田(耕作権及び永小作権を含む。)	742	57,378,807
	畑(耕作権及び永小作権を含む。)	569	19,360,089
	宅地(借地権を含む。)	1,448	119,946,876
	山林	399	1,344,999
	その他の土地	322	12,241,448
	<b>計</b>	<b>実 1,463</b>	<b>210,272,219</b>
家事業(農業)用財産	屋、構築物	1,361	15,158,756
	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	279	575,589
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	60	668,646
	売掛金	48	488,819
	その他の財産	88	616,481
<b>計</b>	<b>実 327</b>	<b>2,349,534</b>	
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	296	12,521,064
	同上以外の株式及び出資	925	11,046,794
	公債及び社債	239	2,838,211
	投資・貸付信託受益証券	259	2,632,612
<b>計</b>	<b>実 1,097</b>	<b>29,038,681</b>	
現金、預金等	現金、預金等	1,478	61,669,780
	家庭用財産	1,118	503,711
その他の財産	生命保険金等	286	13,648,556
	退職金及び功労金等	120	4,502,713
	立木	180	567,948
	その他	1,200	16,973,153
<b>計</b>	<b>実 1,264</b>	<b>35,692,371</b>	
<b>合計</b>	<b>実 1,506</b>	<b>354,685,053</b>	
債務		1,353	24,150,753
葬式費用		1,473	3,131,834
<b>計</b>	<b>実 1,491</b>	<b>27,282,587</b>	
差引純資産価額	実	1,506	327,402,466
加算贈与財産価額		185	1,082,516
<b>課税価格</b>	<b>実</b>	<b>1,506</b>	<b>328,483,062</b>

調査対象等：平成13年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成14年10月31日までに提出された「申告書(修正申告書を除く。)」に基づいて作成した。

(注) 「被相続人の数」欄の「実」は実人員を示す。